

# 平成 29 年度酒税改正に関する緊急要望

## ワインの酒税増税には絶対に反対します。

平成 29 年度税制改正で、清酒とワインの税率を一本化する方向で検討に入ったとの報道がなされております。これは、平成 28 年度税制改正大綱において、「類似する酒類間の税負担の公平性の観点等を踏まえ、同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直しを行い、速やかに結論を得る」との方針に沿うものと思料しますが、ワインの原料、製法、味わいのどれをとっても清酒との類似性はありません。醸造酒というくくりのみを捉えて、清酒とワインを同一視して税率を同水準にしようとする考え方は、極めて不適當であります。

国際的にもワインの税率は概ね低く、ドイツ、イタリア、スペインでは無税、フランスでは極めて低い税率となっている現状も勘案すべきと考えます。

我が国のワイン製造者(「ワイナリー」と略称)とワインの輸入業者(「インポーター」と略称。)の現状を以下に申し述べます。

ワイナリーのほとんどは中小・零細であり、生産数量も経営規模も小さく極めて脆弱な経営基盤です。ワインに対しては平成 15 年に 25%、平成 18 年に 14%と 2 度も大幅に増税されており、更に増税が行われると、ワイナリーにとって計り知れない打撃を被ることになりかねません。

また、インポーターにとっても増税は経営圧迫要因につながりかねません。事実、平成 15 年にワインの増税が実施された際、ワインの輸入数量は大幅に減少し、その後も長期間低迷状態が継続し、増税前の水準に回復するまでに 8 年間を要しました。ワインの増税は、近年、堅調な伸びを示しているワインの輸入を腰折れさせる懸念があります。

国民の生活防衛意識が底堅く、酒類に対しても低価格指向が依然として根強く存在する中、750ml 瓶換算で一本当たり 15 円の増税は、食文化の多様化や外食産業に根付き始めたワインへの需要を減退させ、ワイン離れを生じさせるおそれがあり、結果としてワイナリーやインポーターの経営基盤を揺るがしかねません。

以上のような状況から、ワインに対する増税は絶対に行わないよう強く要望する次第です。

平成 28 年 11 月 25 日

日本ワイナリー協会	理事長	横山	清
日本洋酒輸入協会	理事長	米井	元一